

## 第1章 いじめの防止等の対策に関する基本理念

### 1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にす精神を貫くことや、教職員自身が、児童生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童生徒の人格のすこやかな発達を支援するという児童生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、すべての教育活動に人権教育を基盤に据え、「一人ひとりの命と人権を大切にす教育を推進し、確かな学力の向上と互いに高め合う集団づくりをめざす」ことを教育目標としており、いじめは重大な人権侵害事象である。よって、いじめの根絶・防止のために、ここに「天美小学校いじめ防止基本方針」を定める。

### 2. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ▶ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ▶ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ▶ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ▶ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ▶ 金品をたかられる
- ▶ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ▶ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ▶ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

### 3. いじめ防止等の対策のための組織

#### ① 名称

「いじめ対策委員会」

#### ② 構成員

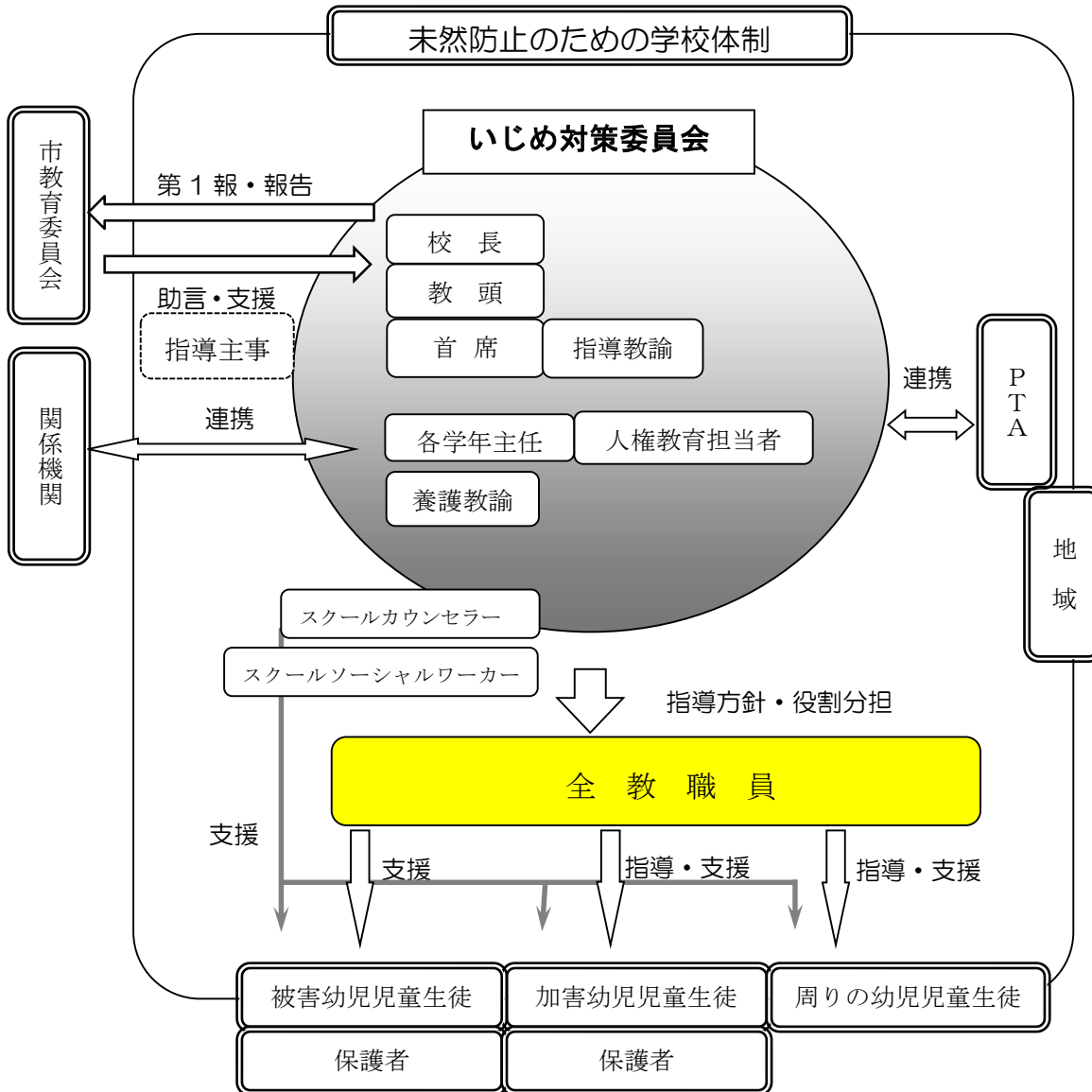
校長、教頭、首席、指導教諭、人権教育担当者、各学年主任、養護教諭、等

#### ③ 役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修

- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗のチェック
- キ 各取組の有効性の検証
- ク 学校いじめ防止基本方針の見直し

④組織図及び指導体制：相談窓口の担当者： 教頭・養護教諭



⑤取組み状況の把握と検証

いじめ対策委員会については、年3回の定期開催するほか、必要に応じて開催する。そこでは、現状分析や情報交換のほか、年間計画の進捗状況の把握、いじめに係わる事例検討を通じて、必要に応じて学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

## 第2章 いじめ防止及びいじめ認知後の対応

### 1 いじめ防止に関する基本的な考え方

いじめの未然防止のためには、すべての児童生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりをすすめることである。すなわち、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であること、そして、そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、すべての教育活動を通じて総合的に推進する必要がある。

特に、児童生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムづくりと共に、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童生徒の尊厳が守られ、児童生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組むことから始めていく必要がある。

### 2 未然防止、早期発見のための取組み

#### (1) いじめについての共通理解

平素からいじめについての共通理解を図るため、いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図っていく。また、児童生徒に対しても、全校集会や学級活動（ホームルーム活動）などで校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成していく。

#### ① いじめに向かわない態度・能力の育成

いじめに向かわない態度や能力を育てるためには、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、児童生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。よって、学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、児童生徒の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。また、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、児童生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

#### ② いじめが生まれる背景と指導上の注意

いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることが考えられる。よって、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進めていくこと、学校・地域等での児童を取り巻く人間関係を把握して一人一人が活躍できる集団づくりを進めていくことが求められる。日常から、児童の表情や言動に注意を払い、些細な変化も見逃さず、声をかける教師のかかわりとともに、学期ごとの学校生活アンケートのほか、日記や毎日の「終わりの会」などで、児童が気になったことがあったときに気軽に気持ちを出せる環境、トラブルを話し合いにより解決できるという経験を積み上げていく。また、友だちと関わる楽しさや互いのよさを認め合う活動の重要な場として遊びの指導をする。

その際、担任や学年、養護教諭や他学年の教員等、複数の目による多面的な児童理解が大切である。日々の情報交換により、より深く児童の内面理解をすすめ、教師と児童、児童と児童の信頼関係をつくっていきたい。あわせて、児童を中心に据えた保護者との信頼関係づくりもすすめていく。

### ③ 自己有用感や自己肯定感を育む

全ての児童生徒が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、児童生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての児童生徒に提供し、児童生徒の自己有用感が高められるよう努める。その際、教職員はもとより、家庭や地域の人々などにも協力を求めていくことで、幅広い大人から認められているという思いが得られるよう工夫する。また、自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けるとともに、ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、適切に対処できる力を育てる。

なお、社会性や自己有用感・自己肯定感などは、発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ、就学前から中学校卒業までの間に、子どもたちにつけたい力を共通理解し、12年間の長いスパンで子どもの育ちを見通していくことが大切である。幅広く長く多様な眼差しで児童生徒を見守ることができるだけでなく、児童生徒自らも長い見通しの中で自己の成長発達を感じ取り、自らを高めることができるよう、学校間の連携をさらに推進する。

### ④ 児童生徒自らがいじめについて学び、取り組む

児童生徒自らがいじめの問題について学び、そうした問題を児童生徒自身が主体的に考え、児童生徒自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進する。たとえば、天美っ子月間、児童会によるいじめをなくすキャンペーンや、あいさつ、遊び等の運動など、児童の主体的な活動により、いじめをなくし、よりよい学校づくりの主体となる意識を育てる。

## (2) いじめ認知後における早期対応の取組み

### ① 基本的な考え方

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。さらに、教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

### ② いじめの発見・通報を受けたときの対応

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。児童生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わりを持つことが必要である。その際、いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保する。

発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、直ちに学年主任、管理職等と情報を共有する。その後は、いじめ対策委員会が中心となり、対応策を検討し、指示を出していく。

### ③ いじめられた児童生徒又はその保護者への支援

いじめられた児童生徒から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている児童生徒にも責任があるという考え方ではなく、自尊感情を高めるよう留意する。また、児童生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。

保護者に対しては、家庭訪問等により、迅速に保護者に事実関係を伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童生徒の見守りを行うなど、いじめられた児童生徒の安全を確保する。

あわせて親しい友人や教職員等と連携し、いじめられた児童生徒に寄り添い支える体制をつくる。また、状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。いじめが

解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。

#### ④ いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

いじめたとされる児童生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、学校は、複数の教職員が連携し、いじめをやめさせ、再発を防止する措置をとる。その後、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求める。必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。

いじめた児童生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

#### ⑤ いじめが起きた集団への働きかけ

いじめの解決とは、加害児童生徒による被害児童生徒に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害児童生徒と加害児童生徒を始めとする他の児童生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。

いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせ、たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

さらに、いじめが認知された際、被害・加害の児童生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての児童生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童生徒が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった児童生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童生徒への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、児童生徒のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。

#### ⑥ 市教育委員会への報告と重大事案の発生時の対応

いじめの疑いに関する情報については、校長が責任を持って学校の設置者に報告する。

また、以下のような重大事案の発生時については、迅速に市教育委員会に方向をし、適切な指導・支援のもと、対応にあたる。

- ・児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるとき
- ・相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いのあるとき など

#### ⑦ ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査、児童が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった児童の意向を尊重するとともに、当該児童・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、「大阪の子どもを守るサイバーネットワーク」を活用するとともに、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。また、情報モラル教育を進めるため、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

## 管理職による対応の指示

市教育委員会への報告  
指導・支援

- 訴えの内容、発覚経路の確認
- 被害状況の把握及び事実確認のための役割分担
- 指示系統の明確化と情報集約・整理の一元化

### 被害の子どもへの聞き取り (担任・学年など)

目的...正確な事実把握とケア  
体制...子どもが話しやすい教職  
員が対応すること

### 加害の子どもへの聞き取り (担任・学年など)

目的...正確な事実確認と関係者  
の把握  
体制...複数の教職員で対応する  
こと

- 聞き取った内容の時系列での整理
- 子どもの気持ち(理由・今の気持ちなど)の把握

## いじめ対策会議

- ①情報の共有
  - 確定された事実とさらに確認すべき内容の整理
  - いじめの拡がりの把握
- ②対応方針の決定(確認)
  - 被害の子どもや保護者への対応
  - 加害の子どもや保護者への対応
  - 学級等全体への指導(観衆・傍観者含む)
  - その他必要な支援・指導等の検討
- ③専門家や関係機関との連携
  - 専門家の活用
  - 関係機関との連携
- ④情報の取り扱い
  - 教育委員会への報告
  - その他状況に応じた対応(保護者・地域への説明、報道提供等)

## 関係教職員の役割分担

被害の子ども等  
への対応

ケース会議

- ①心身の状態の見立て
  - 子どもがどのような事態  
や場面に恐怖や不安を感  
じているかを理解する。
- ②解決に向けた目標設定と  
方策の決定
  - 見守り体制や相談体制な  
ど子どもの心身の安心安  
全を最優先に考える。

加害の子ども等  
への対応

ケース会議

- ①行為の背景や原因への見立て
  - いじめ行為の背景に環境等の  
課題がないか分析する。
- ②解決に向けた目標設定と方策  
の決定
  - 把握された事実に基づき関係  
機関と連携し対応する。
  - 行為の責任を問うだけでなく、  
子どもの思いを十分聞き取る。

学級等全体  
への指導

ケース会議

- 観衆には、はやし立てる行  
為がいじめを拡大させるこ  
と、傍観者には、見て見ぬ  
ふりがいじめを認める行為  
であることを理解させる。